

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長                               |
| 【提出日】      | 平成30年 7 月 4 日                        |
| 【会社名】      | リーダー電子株式会社                           |
| 【英訳名】      | LEADER ELECTRONICS CORPORATION       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 長尾 行造                        |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目 6 番33号              |
| 【電話番号】     | 0 4 5 - 5 4 1 - 2 1 2 1（代表）          |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 梶川 元靖                           |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目 6 番33号              |
| 【電話番号】     | 0 4 5 - 5 4 1 - 2 1 2 1（代表）          |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 梶川 元靖                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） |

## 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第64期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額28,270,312円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の社外取締役を除く取締役については年額5千万円以内、当社の社外監査役を除く監査役については年額7百万円以内とする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、橋本美地子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 賛成率<br>(%) | 可決要件 | 決議結果 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------|------|
| 第1号議案  | 22,903     | 23         |            | 99.90      | (注)1 | 可決   |
| 第2号議案  | 21,169     | 1,757      |            | 92.34      | (注)1 | 可決   |
| 第3号議案  |            |            |            |            | (注)2 |      |
| 橋本 美地子 | 22,873     | 53         |            | 99.77      |      | 可決   |

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注)2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上